

秋田県告示第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年2月7日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 都市計画事業の種類及び名称
由利本荘都市計画道路事業3・4・4号停車場栄町線
- 2 施行者の名称
秋田県
- 3 事務所の所在地
(1) 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県建設部都市計画課
(2) 由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局建設部
- 4 事業地の所在
収用の部分 変更なし